

## 第 511 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 5 年 8 月 4 日(金) 午前 10 時 30 分～午前 11 時 40 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室

出 席 者

( 公益代表委員 ) 中山会長、鈴木会長代理、小野木委員、長谷川委員、水野委員

( 労働者代表委員 ) 安藤委員、大脇委員、木戸委員、中島委員、松下委員

( 使用者代表委員 ) 梶原委員、堀江委員、竹内委員、安田委員

( 事 務 局 ) 阿部労働局長、伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、  
名倉課長補佐、大口賃金指導官、久保賃金調査員、吉田賃金調査員、水谷  
非常勤職員

- 議 題 (1) 愛知県最低賃金の改正決定について  
(2) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について  
(3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について  
(4) その他

議 事

○大口賃金指導官

第 511 回愛知地方最低賃金審議会開催にあたり、事務局より御案内いたします。

本日の審議会は、報道機関によります冒頭の撮影及び答申時の撮影が予定されております。冒頭の撮影終了後に開会といたします。

では、これより報道機関の方の撮影を可能といたします。

( 報道機関 撮影 )

○大口賃金指導官

撮影はここまでとさせていただきます。カメラ、ビデオのみの方は後方へお願いいたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1 からNo.3 を配付させていただきます。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等がございましたら事務局までお申し出ください。なお、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がお見えになっていることを併せて御報告させていただきます。

本日は会議冒頭に、中央最低賃金審議会会長代理からのビデオメッセージを視聴いただきたい

と存じます。

視聴準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

大変恐縮ですが、労働者代表委員の皆様は席の移動をお願いいたします。

( ビデオメッセージ視聴 )

○中央最低賃金審議会 戒野会長代理

中央最低賃金審議会委員の戒野と申します。では本年度地域別最低賃金改定の申し出について、中央最低賃金審議会答申を踏まえましてメッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴していただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善が見られる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化が見られました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと、対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にありますが、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が

消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実にされるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃

上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

( ビデオメッセージ視聴終了 )

○大口賃金指導官

皆様、ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、中山徳良会長にお願いいたします。

○中山会長

皆様、おはようございます。それでは、ただ今より第 511 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局は委員の出席状況について報告をお願いします。

#### ○大口賃金指導官

御報告いたします。委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は委員 5 名全員が御出席、労働者代表委員は委員 5 名全員が御出席、使用者代表委員は太簀委員が御欠席、4 名が御出席となっております。委員定数 15 名中 14 名が御出席され、また、公労使各側委員とも 3 分の 1 以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数「全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

#### ○中山会長

ただ今、本審議会は定足数を満たしており、会議が成立している旨の報告が事務局よりございました。次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、議題(1)「愛知県最低賃金の改正決定について」です。

愛知県最低賃金の改正については、愛知県最低賃金専門部会において審議を重ねまして、8月2日に開催した第3回専門部会において結審いたしました。これから部会長報告を行いたいと思います。

私が愛知県最低賃金専門部会の部会長でございましたので、私のほうから専門部会の審議経過について報告いたします。

配付資料No.1を御覧ください。本年度の愛知県最低賃金専門部会は、本年7月4日に改正決定の諮問をうけまして、その後計3回開催いたしました。この間、労使双方真摯な議論を経まして慎重に審議を行いまして、8月2日に開催いたしました第3回専門部会で時間額の合意に至り、全会一致で結審いたしました。改正内容は本日の資料No.1別紙1にありますとおり、時間額 1,027円、効力発生日は令和5年10月1日となりました。ただ今私が説明した内容について、何か御意見、御質問等あればお伺いします。よろしいでしょうか。

御質問等がなければ、今報告いたしました専門部会の結論をもって当審議会の結論としてよろしいでしょうか。よろしければ拍手で御承認をお願いしたいと思います。

( 拍手承認 )

#### ○中山会長

ありがとうございます。御承認いただきましたので、専門部会の結論を当審議会の結論とい

たします。

これから愛知労働局長宛ての答申文（案）を作成しますので、5分間休憩といたします。

（ 答申文（案）準備 ）

（ 答申文（案）配付 ）

○中山会長

それでは、再開させていただきます。事務局から答申文（案）の読み上げをお願いします。

○高橋主任賃金指導官

読み上げさせていただきます。

（ 案 ）

令和5年8月4日

愛知労働局長

阿 部 充 殿

愛知地方最低賃金審議会  
会 長 中 山 徳 良

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け愛労発基 0704 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和3年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額955円）は、令和3年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。なお、愛知県最低賃金の改正決定に当たっては、政府に対し、別紙3の事項を強く要望する。

別紙1

愛知県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
愛知県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,027 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年10月1日  
  
別紙2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

- 1 最低賃金
  - (1) 件名 愛知県最低賃金
  - (2) 最低賃金額 時間額955円
  - (3) 発効日 令和3年10月1日
- 2 生活保護費
  - (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
  - (2) 対象年度 令和3年度
  - (3) 生活保護費(令和3年度)  
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(103,256円)



### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

$955\text{円}(\text{愛知県最低賃金}) \times 173.8(\text{1か月平均法定労働時間数}) \times 0.816(\text{令和3年度可処分所得の総所得に対する割合}) = 135,439\text{円}$

別紙3

#### 政府に対する要望

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、特に地方、中小企業・小規模事業者には十分配慮し、生産性向上の支援を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、生産性向上等への支援を一層強化すること。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を図ること。
- 3 賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組み、税制を含め更なる施策を検討すること。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう充実した支援を行うこと。
- 4 価格転嫁対策については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。

以上でございます。

○中山会長

ただ今の答申文（案）を読み上げていただきましたけれども、内容はこれでよろしいでしょうか。よろしければ、拍手で御承認をお願いいたします。

（ 拍手承認 ）

○中山会長

ありがとうございます。御承認いただきましたので、労働局長に答申したいと思います。事務局は正本の作成をお願いします。正本ができるまでの間、休憩といたします。

（ 答申文準備 ）

○中山会長

それでは再開したいと思います。これから答申文を労働局長のほうにお渡ししたいと思います。

（ 答申文手交 ）

（ 写真撮影 ）

（ 答申文（写）配付 ）

○中山会長

ここで、阿部労働局長から答申に対する御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○阿部労働局長

審議会委員の皆様方におかれましては、この暑い中ですが、審議会の御審議本当にありがとうございました。7月4日に諮問させていただきました以降、先ほどの中賃のほう会長代理のお話にあったように、データをいろいろ確認いただき、公益見解も踏まえながら真摯な御議論をいただいたと思います。本当に大変ご苦勞をいただきありがとうございました。会長をはじめ各委員の皆様方の真摯な御議論をいただき、全会一致というかたちで答申をいただきました。本当にありがたく思っております。

この後、私ども最終的に公示するまでの手続きは、後ほど事務的なことは御説明させていただきますが、手続きを取って、答申いただきましたように10月1日発効に向けて段取りを進めて

いきたいと思っております。

また、今回は政府への要望ということで、要望をいただきました。私どもやはり愛知でできることについては関係機関、それから自治体、国へ、私どもとしても協力し、お願いするところはお願いしてしっかり対応していきたいと思っております。

その際、委員の先生皆様にも御協力をいただきながらしっかりした対応をしていきたいと思えますし、また、私どもだけではできないこと、政府全体として取り組まなければいけないこともまだまだあると思っております。制度の変更とか、税制の関係とかそういったものについては本省のほうにも上申させていただきまして、その上で政府全体としてまた取り組んでいくということとで対応していきたいというふうに思っております。

公労使でしっかりした御議論をいただいた上で決めていただいたものですので、こちらとしてもしっかりした対応を、この後行政サイドとしてもしていきたいですし、県内の関係機関とも連携しながらしっかりした対応をしてやっていきたいと思っておりますので、また引き続き御指導御支援をいただければありがたいと思っております。本当にお忙しい中、暑い中ありがとうございました。

#### ○中山会長

ありがとうございました。ここで、本年度の愛知県最低賃金の改正について、労使双方から総括的なコメントをいただきたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いします。

#### ○大脇委員

労側として発言させていただきます。今回の審議においては、物価上昇に歯止めかかっていない中、実質審議がいまだにマイナス傾向が継続しており、明日の生活も今までどおりいかないといった厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持向上の観点から、消費者物価上昇率を考慮する引き上げが必要だと、また、Aランク内での格差是正というところも必要だということで強く主張してまいりました。結果として、私たちが主張した金額には及ばなかったものの、過去最大の引き上げ水準金額で労使合意した金額となったこと、そして10月1日の早期発効とできたことは評価しており、公益委員の皆様にも御尽力いただいたことに敬意を表します。ありがとうございました。

最後に、会長から政府に対する要望にもありましたが、中小企業・小規模事業者が引き上げ原資を確保することができるよう、様々な支援策、環境整備が必要となります。今回の改正金額とともに、これらの支援策を労働局として周知徹底をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上となります。

○中山会長

どうもありがとうございました。次に使用者代表委員お願いいたします。

○梶原委員

それでは、私のほうから使用者側の代表意見といったことでコメントとして申し上げたいと思います。先ほど答申ということで、41円引上げ1,027円ということになりました。これは大変大きな引上げで過去最大ということになっております。それで改めて、企業をめぐる情勢というものを考えたいと思いますけれども、これは目下の情勢、それから米中緊張による国際情勢、それから緊縮政策等による景気減退懸念というようなことで、経営改善に向けた環境は先行き不透明であるというようなことは変わったのかなというふうに考えております。こうした状況の中、業績の回復途上で生産性向上のための設備、人材への投資、資源原資こういったものが十分に確保できていない中小・小規模事業者が多数存在しているというようなことも事実かなというふうに我々は考えています。こうした状況ではありますけれども、経営者側といたしましては、最低賃金引上げの必要性は十分理解の上、この審議に臨んだというようなことでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、業績が回復途上の中小・小規模事業者が存在しているというようなこともございますので、そういった企業の事業の継続が脅かされ、雇用や地域経済に一層の重大な懸念が及ぶというようなことについては、一方で懸念している状況でもございます。本年の当初においては、先ほど局長のほうからもお話がありましたけれども、政府に対する要望というようなことで、継続的に賃上げがしやすい環境整備を求めるというようなことで、政府に要望を提出するということになっておりますけれども、我々使用者側委員といたしましても、この要望書に記載がある項目につきまして、実効性のある支援策、こうしたものを早期に具体化をしていただきまして、着実に実行していただくというようなことを改めて要望したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○中山会長

どうもありがとうございました。答申を終えましたので、公益代表委員を代表いたしまして、私から一言御挨拶させていただきます。

労働者側委員の方、使用者側委員の方、本年も真摯に御議論をいただきまして誠にありがとうございます。その結果、全会一致となったことにつきまして会長として非常にありがたく思っております。労働者側委員の方、言われませんでしたけれども、労働者側意見書とか署名です、そういうものを踏まえて御議論いただいたと会長としても思っておりますので、その点を申し添えさせていただきます。今年度は物価高ということで、昨年度とはちょっと違う状況

の中でそれぞれ、労働者側代表、使用者側代表、意見の調整をしていただいたことに対しまして誠にありがとうございます。それとともに、我々公益委員に対しまして大変な御協力をいただいたことに対しても厚く御礼申し上げたいと思います。

あと、労働局の方には、本年度初めてこの審議会として要望書を出しましたこと、その点も御考慮いただきまして、今後、何卒施策を進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

○中山会長

それでは、今回の答申を踏まえまして、今後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

説明いたします。

ただ今、審議会会長より愛知労働局長あて答申がありましたので、審議会からの意見の要旨を公示いたします。また、愛知県内の労働者又は労働者を使用する使用者は、この公示があった日から15日以内に愛知労働局長に異議を申出ることができます。本審議会終了後、本日から8月21日月曜日までの15日間に異議の申出があった場合は、愛知労働局長は審議会に対し、意見を求めることとなっており、8月22日火曜日、当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催いたします。

仮に22日の審議会において、本日の答申が変更されなかった場合には、その後の官報掲載を経て、本年10月1日日曜日に効力発生となる予定としております。

なお、愛知県最低賃金専門部会については、愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程第9条の規定により、異議の申出期間の満了をもって廃止するとされています。以上でございます。

○中山会長

ありがとうございました。続いて、議題（2）「愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。

この件につきましては、愛知地方最低賃金審議会検討小委員会で検討されてきましたので、その報告について、検討小委員会の長谷川委員長のほうから御説明をお願いいたします。

○長谷川委員長

検討小委員会委員長の長谷川でございます。皆様、資料No.2を御覧ください。本年度の愛知地

方最低賃金審議会検討小委員会は、本年7月4日に特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問を受け、計3回開催をいたしました。この間、改正の申し出のあった5業種、これは全て労働協約ケースでございますが、これについて真摯で活発、そして慎重な審議を行いました。

7月13日の第1回検討小委員会、続く8月1日の第2回検討小委員会においては労使双方の意見一致に至らず、さらに8月3日の第3回検討小委員会において、「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」、「愛知県輸送用機械器具最低賃金」につきましては、「改正の必要性あり」の労使合意に至りました。「愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「愛知県電子部品：デバイス：電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「愛知県自動車（新車）小売最低賃金」最低賃金」につきましては、「改正の必要性あり」の労使合意には至りませんでした。

以上御報告いたします。

○中山会長

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、労働者側、使用者側から何かコメント等があればお願いします。よろしいでしょうか。

（ コメントなし ）

○中山会長

それでは、本年度、改正の申し出のあった5業種に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、検討小委員会において慎重に御審議いただいた結果であるということ踏まえ、同委員会報告の内容のとおりでよろしいでしょうか。

よろしければ、拍手をお願いします。

（ 拍手承認 ）

○中山会長

ありがとうございました。御承認いただきましたので、局長に答申したいと思います。事務局は答申文（案）の作成をお願いします。作成の終わるまで休憩といたします。

（ 答申文（案）準備 ）

（ 答申文（案）配付 ）

○中山会長

では、再開いたします。事務局から答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

○高橋賃金指導官

読み上げさせていただきます。

（ 案 ）

令和 5 年 8 月 4 日

愛知労働局長

阿 部 充 殿

愛知地方最低賃金審議会  
会 長 中 山 徳 良

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和 5 年 7 月 4 日付け愛労発基 0704 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

以下2件の愛知県の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
- 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

以下3件の愛知県の特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。

- 1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)

- 2 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)
- 3 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

以上でございます。

○中山会長

ただ答申文（案）を読み上げていただきましたけれども、これでよろしいでしょうか。よろしければ、拍手で御承認をお願いいたします。

（ 拍手承認 ）

○中山会長

ありがとうございます。御承認いただきましたので、労働局長に答申したいと思います。事務局は正本の作成をお願いします。しばらくお待ちください。

（ 答申文準備 ）

（ 答申文手交 ）

（ 答申文（写）配付 ）

○中山会長

続いて、議題（3）「愛知県の特定最低賃金の改正決定について」です。事務局から説明をお願いします。

○高橋主任賃金指導官

説明させていただきます。

ただ今、審議会会長より令和5年度の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいただきました。

この答申を受けまして、「改正の必要性あり」とされた鉄鋼業、輸送用機械器具製造業の2業種については、これより愛知労働局長から愛知地方最低賃金審議会会長に金額の改正決定についての諮問を行います。

改正決定について諮問いたします業種名を、今から改めて申し上げます。



1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金  
(平成 20 年愛知労働局最低賃金公示第 3 号)
2. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金 (同公示第 6 号)  
以上の 2 業種です。事務局からの説明は以上でございます。

○中山会長

それでは、労働局長から諮問文を頂戴したいと思います。事務局は諮問文の準備をお願いします。

( 諮問文準備 )

○阿部労働局長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

愛労発基0804第1号

令和5年8月4日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳 良 殿

愛知労働局長 阿 部 充

最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) 第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

なお、特定最低賃金の 2 件については、先ほど事務局から説明したとおりでありますので、読み上げを省略させていただきます。以上でございます。では、お渡しさせていただきます。

( 諮問文手交 )

○中山会長

では、諮問文の写しを配付していただけますか。

( 諮問文 (写) 配付 )

○中山会長

はい、お手元にいきましたでしょうか。ただ今、労働局長から当審議会に対しまして、愛知県の特定最低賃金2件の改正決定についての諮問を受けました。今後、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、特定最低賃金毎に専門部会を設置し、調査審議を行うことといたします。

事務局から、特定最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等について説明をお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

説明させていただきます。

専門部会は、最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されております。また、最低賃金審議会令第6条により、専門部会の委員は、公労使各側同数とされ、委員数は9人以内と規定されております。労使代表者委員の任命は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから、愛知労働局長が任命することとなっております。

労使代表者委員の推薦に係る公示は、本日より8月18日金曜日までの間といたします。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、この2業種の改正につきまして、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を、本日から8月25日金曜日までの間、行います。

以上でございます。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今の事務局説明につきまして、何か御質問等があればお願いいたします。

( 質問等なし )

○中山会長

よろしいですか。それでは、特定最低賃金の改正決定について、調査審議を求められましたので、当審議会は、専門部会を置くことといたします。また、委員の推薦に係る公示並びに意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示の実施については、事務局から説明がありました

スケジュールで進めていくことといたします。事務局の方で所要の手続を進めていただきますようお願いいたします。

○平井賃金課長

承知いたしました。

○中山会長

それでは最後に、議題（4）「その他」に入りますけれども、何かございますでしょうか。

（ 特になし ）

○中山会長

よろしいですか。事務局から連絡等ありますでしょうか。

○高橋主任賃金指導官

次回開催につきましては、追って御連絡をいたします。よろしくをお願いいたします。

○中山会長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。第511回愛知地方最低賃金審議会を閉会といたします。本日は、お疲れさまでした。ありがとうございました。

(令和5年8月4日)第511回愛知地方最低賃金審議会 議事録